

東久留米市立中学校拠点校部活動実施要綱実施要領

第1 趣旨

この要領は、東久留米市立中学校拠点校部活動実施要綱（令和7年2月26日制定、以下「要綱」という。）第12条の規定により、東久留米市立中学校拠点校部活動の実施に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 拠点校部活動の開設期間

拠点校部活動の開設期間は、創部した年の年度末までとすることを原則とする。ただし、校長会が継続することを承認した際は、この限りではない。

第3 拠点校部活動に参加する生徒（仮入部の生徒含）の移動手段、届出及び経費の負担

(1) 移動手段は次のアからエのとおりとする。

ア 徒歩

イ 公共交通機関

ウ 自転車（自宅と拠点校への往復のみに使用できる。拠点校に在籍する生徒はこれを使用することは、原則認めない。）

エ 保護者による送迎

(2) 届出

拠点校部活動に参加する生徒及び保護者は、第3(1)のアからエのいずれかの方法を様式第1号にて届け出る。但し、仮入部期間中の移動については、提出する様式第1号を踏まえ、保護者の責任において行う。

(3) 移動に係る経費は当該生徒の保護者の負担とし、保護者の責任において対応する。

第4 拠点校部活動の出欠連絡

生徒が拠点校部活動を欠席する際は、原則として保護者が事前に拠点校へ連絡をする。その際、電話や一人1台端末を用いる。

第5 東京都中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が主催する大会への参加及び登録

(1) 拠点校部活動で中体連が主催する大会に参加する生徒は、民間地域クラブ活動からの参加は認めない。

(2) 中体連本部加盟及び競技専門部への登録は拠点校が行う。

第6 拠点校部活動の創部・継続及び廃部

(1) 拠点校部活動を創部又は継続する際は、創部又は継続する前の年度の2学期末までに、東久留米市立中学校長会の承認を得た上で、拠点校部活動創部・継続届（様式第1号）を創部又は継続する拠点校学校長が指導室に提出し報告する。

(2) 拠点校部活動は、(1)の手続きが行われなかった場合は、当該年度の末日をもって廃部とする。ただし、廃部に当たっては、当該年度の2学期中に保護者及び所属する生徒の理解が得られていることを前提とする。

第7 拠点校部活動の周知

- (1) 教育委員会は東久留米市民に拠点校部活動について周知する。
- (2) 東久留米市立中学校は、在籍する生徒・保護者及び進学する児童・保護者に拠点校部活動について周知する。

第8 拠点校部活動の外部指導員の手続き

拠点校部活動外部指導員の手続きについては、拠点校が取りまとめて教育委員会に提出する。

付 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。

様式第1号（第6関係）

第 号
年 月 日

東久留米市教育長 殿

東久留米市立 中学校
校長
(公印省略)

拠点校部活動創部・継続届

東久留米市立中学校拠点校部活動実施要綱実施要領第6の規定に基づき、東久留米市立中学校長会の承認を得たので、下記のとおり報告いたします。

記

創 部 す る 部 活 動	部
継 続 す る 部 活 動	部